

大日本帝國政府

明政機密第六二一號

昭和十九年十二月九日

海軍省 兩方政務部長 閣
 海軍省 經理局長 閣
 大藏省 外資局長 閣

南方事業ノ内地送金許可範圍ニ關スル件

首題ノ件海軍ニ於テハ左記ノ通達理或居候様了知相成度

一 兩方派遣員内地拂入件費、兩方事業管理費ニ付テハ内地ニ於ケル資金繰付カザルトキ之ヲ認ムルモトス

大日本帝國海軍

三 兩内海軍人金送金ノ旨、英海軍人金ニ對シテ送金ハスル事ニ付

Handwritten notes in Japanese:
 海軍省 兩方政務部長 閣
 海軍省 經理局長 閣
 大藏省 外資局長 閣

Handwritten notes in English:
 The following is a list of names and titles:
 1. [Name] [Title]
 2. [Name] [Title]
 3. [Name] [Title]
 4. [Name] [Title]
 5. [Name] [Title]
 6. [Name] [Title]
 7. [Name] [Title]
 8. [Name] [Title]
 9. [Name] [Title]
 10. [Name] [Title]
 11. [Name] [Title]
 12. [Name] [Title]
 13. [Name] [Title]
 14. [Name] [Title]
 15. [Name] [Title]
 16. [Name] [Title]
 17. [Name] [Title]
 18. [Name] [Title]
 19. [Name] [Title]
 20. [Name] [Title]
 21. [Name] [Title]
 22. [Name] [Title]
 23. [Name] [Title]
 24. [Name] [Title]
 25. [Name] [Title]
 26. [Name] [Title]
 27. [Name] [Title]
 28. [Name] [Title]
 29. [Name] [Title]
 30. [Name] [Title]
 31. [Name] [Title]
 32. [Name] [Title]
 33. [Name] [Title]
 34. [Name] [Title]
 35. [Name] [Title]
 36. [Name] [Title]
 37. [Name] [Title]
 38. [Name] [Title]
 39. [Name] [Title]
 40. [Name] [Title]
 41. [Name] [Title]
 42. [Name] [Title]
 43. [Name] [Title]
 44. [Name] [Title]
 45. [Name] [Title]
 46. [Name] [Title]
 47. [Name] [Title]
 48. [Name] [Title]
 49. [Name] [Title]
 50. [Name] [Title]
 51. [Name] [Title]
 52. [Name] [Title]
 53. [Name] [Title]
 54. [Name] [Title]
 55. [Name] [Title]
 56. [Name] [Title]
 57. [Name] [Title]
 58. [Name] [Title]
 59. [Name] [Title]
 60. [Name] [Title]
 61. [Name] [Title]
 62. [Name] [Title]
 63. [Name] [Title]
 64. [Name] [Title]
 65. [Name] [Title]
 66. [Name] [Title]
 67. [Name] [Title]
 68. [Name] [Title]
 69. [Name] [Title]
 70. [Name] [Title]
 71. [Name] [Title]
 72. [Name] [Title]
 73. [Name] [Title]
 74. [Name] [Title]
 75. [Name] [Title]
 76. [Name] [Title]
 77. [Name] [Title]
 78. [Name] [Title]
 79. [Name] [Title]
 80. [Name] [Title]
 81. [Name] [Title]
 82. [Name] [Title]
 83. [Name] [Title]
 84. [Name] [Title]
 85. [Name] [Title]
 86. [Name] [Title]
 87. [Name] [Title]
 88. [Name] [Title]
 89. [Name] [Title]
 90. [Name] [Title]
 91. [Name] [Title]
 92. [Name] [Title]
 93. [Name] [Title]
 94. [Name] [Title]
 95. [Name] [Title]
 96. [Name] [Title]
 97. [Name] [Title]
 98. [Name] [Title]
 99. [Name] [Title]
 100. [Name] [Title]

大日本帝國通則

一、資金融通の目的は、地方自治の発展に資するに在り、

二、資金融通の範囲は、地方自治体の区域内に限り、

三、資金融通の利率は、地方自治体の財政状態に依り、

四、資金融通の期間は、地方自治体の財政状態に依り、

五、資金融通の担保は、地方自治体の財政状態に依り、

六、資金融通の償還は、地方自治体の財政状態に依り、

七、資金融通の管理は、地方自治体の財政状態に依り、

八、資金融通の監督は、地方自治体の財政状態に依り、

九、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

十、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

十一、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

十二、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

十三、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

十四、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

十五、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

十六、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

十七、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

十八、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

十九、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

二十、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

二十一、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

二十二、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

二十三、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

二十四、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

二十五、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

二十六、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

二十七、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

二十八、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

二十九、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

三十、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

三十一、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

三十二、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

三十三、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

三十四、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

三十五、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

三十六、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

三十七、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

三十八、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

三十九、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

四十、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

四十一、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

四十二、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

四十三、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

四十四、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

四十五、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

四十六、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

四十七、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

四十八、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

四十九、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

五十、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

五十一、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

五十二、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

五十三、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

五十四、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

五十五、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

五十六、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

五十七、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

五十八、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

五十九、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

六十、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

六十一、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

六十二、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

六十三、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

六十四、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

六十五、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

六十六、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

六十七、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

六十八、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

六十九、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

七十、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

七十一、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

七十二、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

七十三、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

七十四、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

七十五、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

七十六、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

七十七、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

七十八、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

七十九、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

八十、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

八十一、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

八十二、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

八十三、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

八十四、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

八十五、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

八十六、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

八十七、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

八十八、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

八十九、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

九十、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

九十一、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

九十二、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

九十三、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

九十四、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

九十五、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

九十六、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

九十七、資金融通の執行は、地方自治体の財政状態に依り、

九十八、資金融通の報告は、地方自治体の財政状態に依り、

九十九、資金融通の審査は、地方自治体の財政状態に依り、

百、資金融通の決定は、地方自治体の財政状態に依り、

大日本帝國政府

一、右ノ場合現地ニ餘裕金ナキ爲現地ニテ借入ノ上送金スルモ差支ナ
キモノトス

二、物件及材料費ニ關シテハ特ニ準備アルモノノ他原則トシテ許可セ
ザルモノトス

三、兩邊内地融資範圍擴張ニ依ル人件費等融資ハ石送金ノ内地滞送ノ
額キ資金ニ限定シ送金ニ代リ融資ヲ爲サシメズ、但シ「ニューギニ
ニア」等ニ於ケル事業ニシテ内地送金ノ送ナク且内地人件費累
増シ資金繰付カザル場合ハ此ノ限ニアラザルモノトス

四、現地爲蓄銀行ノ融爲蓄超過ニ依ル手許資金膨脹化ニ關シテハ之
ガ放出ヲ極力制限スルモノトシ内地現地間ノ決済ハ後日之ヲ決定
スルモノトス

(終)